２０１８年４月１日

一般社団法人住環境改善推進協議会

会員規約

（名称）

1. この法人は一般社団法人住環境改善推進協議会と称します。（以下「本協議会」といいます。）

（所在地）

1. 本協議会の主たる事務所を「東京都港区虎ノ門　２－５－４　末広ビル４階」におきます。

（運営）

1. 運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制

定・改廃等の決定手続きを含む。）は本協議会が行います。

（目的）

1. 本協議会は、健康に関わる有益で正しい情報を発信、国民の健康推進に貢献し、

全国の健康に関わる有識者、事業者、優れた技術と連携して、有益な健康ノウハウを

集積し、健康快適住宅認定制度と健康快適住宅プランナー教育制度の構築により、

これから住まいを建てるユーザーの支援を通じて、健康快適住宅を推進・普及させるこ

とを目的とします。

（会員種別）

1. 本協議会の会員は次の３種とします。
   1. 正会員　　　本協議会の目的に賛同して入会した**個人**または**団体**。
   2. 賛助会員　 本協議会の事業を賛助するため入会した**個人**または**団体**。
   3. 名誉会員　　本協議会の功労者または学識経験者で、社員総会において承認され

　　　　　　　　　　　　　　　　　た**個人**または**団体**。

（会員のメリット）

第６条　　会員は本協議会の実施する次の事業に参加並びに事業結果を享受することができ

ます。

　　　（１）健康快適に関する研究を行い有益な健康ノウハウを集積する。

　　　（２）健康に関わる情報の発信。

（３）健康快適住宅の普及・啓発活動。

　 （４）健康事業推進企業、有識者との連携。

　 （５）ユーザー向け健康住宅セミナーの開催と開催支援。

(６）ユーザー向け住まいづくり相談・問い合わせ受付。

（７）ユーザーへ健康快適住宅を推進する優良工務店紹介、住まいづくり支援。

（８）健康快適住宅の認証事業。

（９）設計士に対する健康快適住宅設計ノウハウ指導、健康快適住宅プランナー（設計

士）教育・認証事業。

　 （10）健康快適住宅に関わる人材の育成。

　 （11）医・食住健康フォーラムなどイベントの開催。

（12）その他本協議会の目的を達成するために必要な事業。

（入会手続き）

第７条　　正会員または賛助会員として入会しようとする者は、本協議会が別に定める入会申

込書により申し込み、本協議会の承認を受けなければなりません。その承認があったと

きに正会員または賛助会員となります。

（会員の権利及び義務）

第８条　　会員は（１）の権利及び（２）義務を有します。

1. 会員（正会員・賛助会員・名誉会員）は第６条に記載の「会員のメリット」を享受する権

　　　利を有します。

また、正会員は会員総会（後出）における議決権を有します。

（２）正会員並びに賛助会員は本協議会が別途定める「入会金」並びに「会費」を納入する義務を有します。

　　　　　　　別紙　１　参照。

（任意退会）

第９条　　会員は、本協議会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会

することができます。

（除名）

第１０条　　会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、本協議会の特別決議によって

当該会員を除名することができます。

1. 本規約その他の規則に違反したとき。
2. 本協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１１条　　会員が前２条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する会員と

　　　　　　しての権利を失い、義務を免れます。正会員については、会員総会における議決

権も失います。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできません。

　　　　２　　本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納入の入会金、会費及びその他の

　　　　　　拠出金品は、これを返還しません。

（会員資格の譲渡禁止）

第１２条　　会員はその会員資格を他に譲渡することはできません。

（会員総会）

第1３条　　本協議会は定時会員総会及び臨時会員総会を招集し、正会員は出席する義務を

有します。

（諸費用の改定）

第１４条　　本協議会は、本規約に基づいて会員が負担するべき諸費用を、社会情勢・経済状

況の変動等を参考にして改定することができます。

（細則）

第１５条　　本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本協議会が定めるもの

とします。

（改定）

第１６条　　本規約の改定及び変更は本協議会によりなされるものとし、その効力は当該改定

及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

（付則）

第１７条　　本規約は２０１８年４月１日より施行します。

　　　　　　　　　　　　　以上

**別紙　１**

　　　　　　（１）　入会金

　正会員（個人）　　　　５,０００円　+　税

　　　　　　　　　　　　　　正会員（団体）　　　１０,０００円　+　税

賛助会員（個人）　　　５,０００円　+　税

　　　　　　　　　　　　　 賛助会員（団体）　　１０,０００円　+　税

　　　　　（２）　会費

　　　　　　　　　　　　　　　正会員（個人）　　　６,０００円／年　+　税

　　　　　　　　　　　　　　　正会員（団体）　　１２,０００円／年　+　税

賛助会員（個人）　　　６,０００円／年　+　税

　　　　　　　　　　　　　 賛助会員（団体）　　１２,０００円／年　+　税

（３）　入会金及び会費の支払い

　　　　　請求書を送付します。

振込先　：　三井住友銀行　日比谷支店

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　普通預金　８９２７０７

（一社）住環境改善推進協議会